

## 南相馬市条例第 号

## 南相馬市みんなの遊び場条例

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、屋内における子どもの遊び場を提供し、子どもの健全な育成を図ることを目的として、南相馬市みんなの遊び場（以下「遊び場」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬みんなの遊び場

位置 南相馬市鹿島区鹿島字広町13番地

## (休館日等)

第3条 遊び場の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 休館日 水曜日、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(2) 開館時間 午前9時から午後4時30分まで

## (使用者の範囲)

第4条 遊び場を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 小学生以下の者及びその保護者

(2) その他市長が適当と認める者

## (使用料)

第5条 遊び場の使用料は、無料とする。

## (使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遊び場の使用を禁止し、退去を命じ、又は入場の禁止を命じることができる。

(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を滅失し、損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 館内で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をしないこと。
- (4) 危険な遊戯をし、又は公衆の使用に支障ある行為をしないこと。
- (5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (6) 動物を持ち込まないこと。
- (7) 物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (8) 秩序及び風紀を乱さないこと。
- (9) その他職員の指示に従うこと。

2 市長は、前項各号の規定に違反している者に対しては、その行動の中止、又は退去を命じることができる。

(損害賠償)

第8条 遊び場の施設、設備等を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第10条 第6条又は第7条第2項の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例の施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める。